

No	分類	概要	質問内容	回答内容
001	公開	公開時期	NDBオープンデータの公開時期はいつになりますか？	<p>今後のNDBオープンデータの公開可否や公開時期については未定となりますが、例年通りであれば、毎年夏～秋頃に公開される予定となっております。</p> <p>NDBオープンデータが公開される場合の公開データのイメージ(事例)は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当年度(例：2024年度)夏～秋頃に公開する匿名レセプト情報の集計表につきましては、前々年度(例：2022年度)のレセプトデータが対象です。</li> <li>・当年度(例：2024年度)夏～秋頃に公開する匿名特定健診等情報の集計表につきましては、前々々年(例：2021年度)の特定健診データが対象です。</li> </ul>
002	利用	NDBオープンデータの利用申請	NDBオープンデータで公開されている集計表(Excel)を利用(加工等含む)する場合、申請等の手続きは必要ですか？	<p>NDBオープンデータとして公表されているものにつきましては、申請手続き等は不要で、ご利用(加工等含む)いただくことができます。ご利用になる際は、下記のURLの内容を参考に出版等について記載していただくようお願い申し上げます。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/chosakuken/index.html">https://www.mhlw.go.jp/chosakuken/index.html</a></p> <p>また、NDBオープンデータが、どのような使われ方をしているかを把握したいため、NDBオープンデータを使用した資料等を可能な範囲で共有していただくと幸いです。</p> <p>※NDBオープンデータの問い合わせ先のメールアドレスに資料等をご送付ください。</p>
003	集計対象	NDBデータの範囲及び集計対象について	NDBデータの格納対象及びオープンデータの集計対象はどのようなものでしょうか？	<p>NDBには電子化されたレセプト情報(労災、自賠責、自費等の保険適用外のレセプトは対象外)、特定健診・保健指導情報が格納されております。</p> <p>NDBオープンデータでは、このうち生活保護等の公費単独レセプト情報を集計対象外としています。</p> <p>公費単独レセプト情報や、新たに電子化され、NDBへの格納が予定されている訪問看護レセプトなど、集計対象の拡大についても検討しています。</p>
004	データ提供	NDBオープンデータのデータ提供	NDBオープンデータで公開していない集計表や元データ等の提供は可能ですか？	<p>NDBオープンデータでは、公開していない集計表や元データ等の提供は行っておりません。ご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、令和2年10月に改正「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、民間企業を含む幅広い方へのNDBデータの第三者提供が法制化されております。</p> <p>NDBオープンデータで集計対象外のデータ等が研究などで必要な方は、お手数をおかけしますが、以下のURLのサイトに掲載の「利用を検討している方々へのマニュアル」や「匿名医療保険等関連情報データベース(NDB)の利用に関するガイドライン」をよくご確認の上、ご不明点につきましてはURLの下部にございますNDB第三者提供窓口へのお問い合わせをご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>&lt;匿名医療保険等関連情報データベースの利用に関するホームページ&gt;  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/reseputo/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/reseputo/index.html</a>  《主な掲載内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用を検討している方々へのマニュアル</li> <li>・匿名医療保険等関連情報データベース(NDB)の利用に関するガイドライン</li> <li>・第三者提供の審査スケジュール</li> <li>・申請に必要な書類 など</li> </ul>
005	集計仕様	都道府県・二次医療圏の判定	都道府県及び二次医療圏の判定はどのように行っていますか？	<p>特定健診では受診者の住所地(郵便番号)、特定健診以外(診療行為・処方薬等)では医療機関の所在地を用いて都道府県・二次医療圏の判定を行っています。</p>
006	マスク	マスク処理(ハイフン表示)	ハイフンで表示されている箇所は、どのような意味がありますか？	<p>基本的なマスクの仕様としましては、集計単位が10未満の場合は「- (ハイフン)」で表示しております。</p> <p>なお、ハイフンとなる項目が1つのみの場合(且つその項目の数値が0ではない)、総計の値から特定できるため、10以上の最小値もハイフンで表示しております。</p> <p>なお、マスクの仕様につきましては、定期的に変更されているため、各回のマスクの仕様につきましては、NDBオープンデータの解説編の「最小集計単位の原則」に記載されておりますので、そちらをご参照ください。</p>

No	分類	概要	質問内容	回答内容
007	処方薬	処方薬の数値と単位	処方薬の集計表の数値と単位について教えてください。	処方薬の数値は処方数量となっており、 処方数量は、1日当たり（1回当たり）の使用量と日数（回数）を掛け合わせた数となっております。 また、処方数量の単位は、単位の列に記載されているものを用いています。 ※使用量につきましては、小数の入力が可能となっているため、処方数量が小数になることもございます。 ※薬価（単位は円）は、医薬品マスタから取得している値となり、集計等には使用しておりません。
008	処方薬	処方薬の表示数	処方薬の集計表で表示されていない処方薬があるのは、なぜですか？	NDBオープンデータの処方薬は、 薬効分類3桁毎に処方数量の多い上位品目（※）を公表しており、 上位品目に該当しない処方薬につきましては公表しておりません。 ご理解いただけますようお願い申し上げます。 ※上位品目は、内服（外来院外）、内服（外来院内）、内服（入院）、外用、注射のそれぞれの分類の処方数に基づいて選定しています。処方薬（内服／外用／注射）につきましては、第1回は上位30品目、第2回～第8回は上位100品目、第9回は薬効分類毎の処方薬の数に応じて上位100/300/500品目を公表しています。（詳細は第18回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会 資料2 第9回NDBオープンデータの作成方針について（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001175414.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001175414.pdf</a> ）をご覧ください。）処方薬（医科／歯科）は、第1回から上位10品目を公表しています。
009	特定健診	詳細情報レコード	詳細情報レコードとは、どういう意味でしょうか？	特定健診の「詳細情報レコード」は、一定の基準のもとに、 医師が必要と認めた場合に実施される健診項目です。 対象項目は、貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査です。
010	疾患	疾患の集計表	疾患の集計表は公開していますか？	NDBオープンデータでは、一部の歯科傷病を除き、疾患別の集計表は作成しておりません。 ご理解いただけますようお願い申し上げます。
011	その他	他の医療関連データとの比較	社会医療診療行為別統計など他の医療関連データの値とNDBオープンデータの値が一致しないのですが、なぜですか？	社会医療診療行為別統計とNDBオープンデータとの違いにつきましては、 社会医療診療行為別統計は、6月審査分のデータ、 NDBオープンデータは、年度(1年分)のデータという違いがございます。 また、こちらでは把握できておりませんが、集計仕様や集計の粒度等、何らかの差異はあると考えられ、 それぞれの値が一致しないこともありますので、あらかじめご了承ください。 なお、公表されている他の医療関連データにつきましても、集計対象データや集計方法等の違いにより、 差異が発生するケースがあると考えられますが、差異の発生原因等は分かりかねますのでご了承ください。
012	データ内容	計上先の変更	年度により、件数が大きく増減している診療行為がありますが、どのような理由がありますか？	診療報酬改定により、包括項目対象から対象外となり診療行為として計上先が変更、もしくは診療行為等が包括項目対象となり包括項目へ計上先が変更されたことで、計上件数が大きく増減することがございます。 以下は、過去の参考事例です。 （例）水晶体再建術 2017年度は、医科診療行為の短期滞在手術等基本料に計上。 190179210 短手3（水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・片側） 2018年度からは、診療報酬改定により、医科診療行為のK手術に計上。 150253010 水晶体再建術（眼内レンズを挿入）（その他） 各年度、どちらにも数値は計上されておりますので、 各年度の短期滞在手術等基本料の値とK手術の値を合算しますと、大きな増減はなくなると考えられます。  なお、他にも診療報酬改定を契機とした包括項目の見直しなどにより件数の増減が発生するケースがあります。